

中华人民共和国国务院令 第693号	中華人民共和國國務院令 第 693 号
<p>现公布《中华人民共和国环境保护税法实施条例》，自2018年1月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">总理 李克强 2017年12月25日</p>	<p>ここに、《中華人民共和國環境保護税法实施条例》を公布し、2018年1月1日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">総理 李克強 2017年12月25日</p>
<p style="text-align: center;">中华人民共和国环境保护税法实施条例</p>	<p style="text-align: center;">中華人民共和國環境保護税法实施条例</p>
<p style="text-align: center;">第一章 总 则</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p>
<p>第一条 根据《中华人民共和国环境保护税法》（以下简称环境保护税法），制定本条例。</p>	<p>第一条 《中華人民共和國環境保護税法》（以下「環境保護税法」）に基づき、本条例を制定する。</p>
<p>第二条 环境保护税法所附《环境保护税税目税额表》所称其他固体废物的具体范围，依照环境保护税法第六条第二款规定的程序确定。</p>	<p>第二条 環境保護税法に付属する《環境保護税税目税額表》でいうその他固体廃棄物の具体的範囲は、環境保護税法第六条第二款が規定する手順に基づき確定する。</p>
<p>第三条 环境保护税法第五条第一款、第十二条第一款第三项规定的城乡污水集中处理场所，是指为社会公众提供生活污水处理服务的场所，不包括为工业园区、开发区等工业聚集区域内的企业事业单位和其他生产经营者提供污水处理服务的场所，以及企业事业单位和其他生产经营者自建自用的污水处理场所。</p>	<p>第三条 環境保護税法第五条第一款・第十二条第一款第三項が規定するた都市・農村の污水集中処理場とは、社会公衆に生活污水处理サービスを提供する場所を指し、工業園區・開發区などの工業集積エリア内の企業・事業単位およびその他生産經營者に污水处理サービスを提供する場所、および企業・事業単位およびその他生産經營者が自己建設・自己使用する污水处理場は含まない。</p>
<p>第四条 达到省级人民政府确定的规模标准并且有污染物排放口的畜禽养殖场，应当依法缴纳环境保护税；依法对畜禽养殖废弃物进行综合利用和无害化处理的，不属于直接向环境排放污染物，不缴纳环境保护税。</p>	<p>第四条 省級人民政府が確定する規模・基準に到達かつ汚染物質排出口を有する家畜・家禽養殖場は、法に基づき環境保護税を納付しなければならない；法に基づき家畜・家禽養殖の廃棄物質に対して综合利用および無害化処理を行う場合、環境への直接汚染物質排出ではなく、環境保護税は納付しない。</p>
<p style="text-align: center;">第二章 计税依据</p>	<p style="text-align: center;">第二章 税額計算依拠</p>
<p>第五条 应税固体废物的计税依据，按照固体废物的排放量确定。固体废物的排放量为当期应税固体废物的产生量减去当期应税固体废物的贮存量、处置量、综合利用量的余额。</p>	<p>第五条 課税固体廃棄物の税額計算依拠は、固体廃棄物の排出量に基づき確定する。固体廃棄物の排出量は、当期の課税固体廃棄物の発生量から当期の固体廃棄物の保管量・処置量・综合利用量を差し引いた残量とする。</p>

前款规定的固体废物的贮存量、处置量，是指在符合国家和地方环境保护标准的设施、场所贮存或者处置的固体废物数量；固体废物的综合利用量，是指按照国务院发展改革、工业和信息化主管部门关于资源综合利用要求以及国家和地方环境保护标准进行综合利用的固体废物数量。

第六条 纳税人有下列情形之一的，以其当期应税固体废物的产生量作为固体废物的排放量：

- (一) 非法倾倒应税固体废物；
- (二) 进行虚假纳税申报。

第七条 应税大气污染物、水污染物的计税依据，按照污染物排放量折合的污染当量数确定。

纳税人有下列情形之一的，以其当期应税大气污染物、水污染物的产生量作为污染物的排放量：

(一) 未依法安装使用污染物自动监测设备或者未将污染物自动监测设备与环境保护主管部门的监控设备联网；

(二) 损毁或者擅自移动、改变污染物自动监测设备；

(三) 篡改、伪造污染物监测数据；

(四) 通过暗管、渗井、渗坑、灌注或者稀释排放以及不正常运行防治污染设施等方式违法排放应税污染物；

(五) 进行虚假纳税申报。

第八条 从两个以上排放口排放应税污染物的，对每一排放口排放的应税污染物分别计算征收环境保护税；纳税人持有排污许可证的，其污染物排放口按照排污许可证载明的污染物排放口确定。

第九条 属于环境保护税法第十条第二项规定情形的纳税人，自行对污染物进行监测所获取的监测数据，符合国家有关规定和监测规范的，视同环境保护税法第十条第二项规定的监测机构出具的监测数据。

前款が規定する固体廃棄物の保管量・処置量とは、国家および地方の環境保護基準に合致する施設・場所において保管あるいは処置した固体廃棄物量を指す；固体廃棄物の综合利用量とは、国务院发展改革・工業情報化主管部門の資源综合利用に関する要求ならびに国家および地方の環境保護基準に基づき综合利用を行った固体廃棄物量を指す。

第六条 納税人が下記の状況のいずれかに該当する場合、当期の課税固体廃棄物の発生量を固体廃棄物の排出量とする：

- (一) 違法に課税固体廃棄物を廃棄した；
- (二) 虚偽の納税申告を行った。

第七条 大気汚染物質・水質汚染物質の税額計算依据は、汚染物質排出量から換算した汚染当量数に基づき確定する。

納税人が下記の状況のいずれかに該当する場合、当期の課税大気汚染物質・水質汚染物質の発生量を汚染物質の排出量とする：

(一) 法に基づき汚染物質自動測定設備を据付・使用していない、あるいは汚染物質自動測定設備を環境保護主管部門の監督コントロール設備に接続していない；

(二) 汚染物質自動測定設備を破損あるいは無断で移動・改造した；

(三) 汚染物質測定データを改竄・偽造した；

(四) 地下パイプ・排水穴・排水坑・注入あるいは希釈排出および污染防治施設の不正な運用などの方式を通じて課税汚染物質を違法に排出した；

(五) 虚偽の納税申告を行った。

第八条 二つ以上の排出口から課税汚染物質を排出した場合、各排出口から排出された課税汚染物質についてそれぞれ環境保護税を計算・徴収する；納税人が汚染物質排出許可証を有する場合、その汚染物質排出口は、汚染物質排出許可証に明記された汚染物質排出口に基づき確定する。

第九条 環境保護税法第十条第二項が規定する状況にある納税人は、汚染物質に対して自ら測定を行って得た測定データが、国家の関連規定および測定規範に合致する場合、環境保護税法第十条第二項が規定する測定機関が発行する測定データと同一で

<p style="text-align: center;">第三章 税收减免</p> <p>第十条 环境保护税法第十三条所称应税大气污染物或者水污染物的浓度值，是指纳税人安装使用的污染物自动监测设备当月自动监测的应税大气污染物浓度值的小时平均值再平均所得数值或者应税水污染物浓度值的日平均值再平均所得数值，或者监测机构当月监测的应税大气污染物、水污染物浓度值的平均值。</p> <p>依照环境保护税法第十三条的规定减征环境保护税的，前款规定的应税大气污染物浓度值的小时平均值或者应税水污染物浓度值的日平均值，以及监测机构当月每次监测的应税大气污染物、水污染物的浓度值，均不得超过国家和地方规定的污染物排放标准。</p> <p>第十一条 依照环境保护税法第十三条的规定减征环境保护税的，应当对每一排放口排放的不同应税污染物分别计算。</p> <p style="text-align: center;">第四章 征收管理</p> <p>第十二条 税务机关依法履行环境保护税纳税申报受理、涉税信息比对、组织税款入库等职责。</p> <p>环境保护主管部门依法负责应税污染物监测管理，制定和完善污染物监测规范。</p> <p>第十三条 县级以上地方人民政府应当加强对环境保护税征收管理工作的领导，及时协调、解决环境保护税征收管理工作中的重大问题。</p> <p>第十四条 国务院税务、环境保护主管部门制定涉税信息共享平台技术标准以及数据采集、存储、传输、查询和使用规范。</p> <p>第十五条 环境保护主管部门应当通过</p>	<p>あると見なす。</p> <p style="text-align: center;">第三章 税收减免</p> <p>第十条 環境保護税法第十三条でいう課税大気汚染物質あるいは水質汚染物質の濃度とは、納税人が据付・使用した汚染物質自動測定設備が当月に自動測定した当月の課税大気汚染物質の濃度の一時間あたりの平均値を再平均して得た数値あるいは課税水質汚染物質の濃度の一日あたりの平均値を再平均して得た数値、もしくは測定機関が当月測定した課税大気汚染物質・水質汚染物質の濃度の平均値を指す。</p> <p>環境保護税法第十三条の規定に基づき環境保護税を減額徴収する場合、前款が規定する課税大気汚染物質の濃度の一時間あたりの平均値あるいは課税水質汚染物質の濃度の一日あたりの平均値、および測定機関の当月毎回測定する課税大気汚染物質・水質汚染物質の濃度は、いずれも国家および地方が規定する汚染物質排出基準を超過してはならない。</p> <p>第十一条 環境保護税法第十三条の規定に基づき環境保護税を減額徴収する場合、各排出口から排出されたそれぞれの課税汚染物質をそれぞれ計算しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第四章 徴収管理</p> <p>第十二条 税務機関は、法に基づき環境保護税の納税申告の受理・税務情報の突合・税金入金の手配などの職責を履行する。</p> <p>環境保護主管部門は、法に基づき課税汚染物質の測定管理の責を負い、汚染物質測定規範を制定および完備する。</p> <p>第十三条 県級以上の地方人民政府は、環境保護税の徴収管理業務に対する指導を強化し、環境保護税の徴収管理業務における重大問題を適時調整・解決しなければならない。</p> <p>第十四条 國務院稅務・環境保護主管部門は、稅務情報共有プラットフォームの技術基準およびデータ収集・保存・伝送・照会および使用規範を制定する。</p> <p>第十五条 環境保護主管部門は、稅務情</p>
--	--

涉税信息共享平台向税务机关交送在环境保护监督管理中获取的下列信息：

（一）排污单位的名称、统一社会信用代码以及污染物排放口、排放污染物种类等基本信息；

（二）排污单位的污染物排放数据（包括污染物排放量以及大气污染物、水污染物的浓度值等数据）；

（三）排污单位环境违法和受行政处罚情况；

（四）对税务机关提请复核的纳税人的纳税申报数据资料异常或者纳税人未按照规定期限办理纳税申报的复核意见；

（五）与税务机关商定交送的其他信息。

第十六条 税务机关应当通过涉税信息共享平台向环境保护主管部门交送下列环境保护税涉税信息：

（一）纳税人基本信息；

（二）纳税申报信息；

（三）税款入库、减免税额、欠缴税款以及风险疑点等信息；

（四）纳税人涉税违法和受行政处罚情况；

（五）纳税人的纳税申报数据资料异常或者纳税人未按照规定期限办理纳税申报的信息；

（六）与环境保护主管部门商定交送的其他信息。

第十七条 环境保护税法第十七条所称应税污染物排放地是指：

（一）应税大气污染物、水污染物排放口所在地；

（二）应税固体废物产生地；

（三）应税噪声产生地。

第十八条 纳税人跨区域排放应税污染物，税务机关对税收征收管辖有争议的，由争议各方按照有利于征收管理的原则协商解决；不能协商一致的，报请共同的上级税务机关决定。

報共有プラットフォームを通じて税務機関に環境保護監督管理において取得した下記の情報を送信しなければならない：

（一）汚染物質排出単位の名称・統一社会信用コードおよび汚染物質排出口・排出汚染物質の種類などの基本情報；

（二）汚染物質排出単位の汚染物質排出データ（汚染物質排出量および大気汚染物質・水質汚染物質の濃度などのデータを含む）；

（三）汚染物質排出単位の環境法律違反および行政処罰状況；

（四）税務機関が再審査を申請した「納税人の納税申告データの資料が異常」であった場合、あるいは納税人が規定の期限に従い納税申告をしていなかった場合についての再審査意見；

（五）税務機関と協議のうえ送信するその他情報。

第十六条 税務機関は、税務情報共有プラットフォームを通じて環境保護主管部门に下記の環境保護税の税務情報を送信しなければならない：

（一）納税人の基本情報；

（二）納税申告の情報；

（三）税金入金・税減免額・税金未納およびリスク・疑問点などの情報；

（四）納税人の税務法律違反および行政処罰状況；

（五）納税人の納税申告データの資料の異常あるいは納税人が規定の期限に従い納税申告を行わなかったことの情報；

（六）環境保護主管部门と協議のうえ送信するその他情報。

第十七条 環境保護税法第十七条でいう課税汚染物質排出地とは、以下を指す：

（一）課税大気汚染物質・水質汚染物質排出口の所在地；

（二）課税固体廃棄物の発生地；

（三）課税騒音の発生地。

第十八条 納税人が区域を跨いで課税汚染物質を排出し、税務機関が税收徴収管理の管轄に対して争議がある場合、争議の各関連者が「税收徴収管理に有利との原則」に基づき協議のうえ解決する；協議による一致が不能な場合、共同の上级税務機関に報告のうえ決定を仰ぐ。

<p>第十九条 税务机关应当依据环境保护主管部门交送的排污单位信息进行纳税人识别。</p> <p>在环境保护主管部门交送的排污单位信息中没有对应信息的纳税人，由税务机关在纳税人首次办理环境保护税纳税申报时进行纳税人识别，并将相关信息交送环境保护主管部门。</p> <p>第二十条 环境保护主管部门发现纳税人申报的应税污染物排放信息或者适用的排污系数、物料衡算方法有错误的，应当通知税务机关处理。</p> <p>第二十一条 纳税人申报的污染物排放数据与环境保护主管部门交送的相关数据不一致的，按照环境保护主管部门交送的数据确定应税污染物的计税依据。</p> <p>第二十二条 环境保护税法第二十条第二款所称纳税人的纳税申报数据资料异常，包括但不限于下列情形：</p> <p>（一）纳税人当期申报的应税污染物排放量与上一年同期相比明显偏低，且无正当理由；</p> <p>（二）纳税人单位产品污染物排放量与同类型纳税人相比明显偏低，且无正当理由。</p> <p>第二十三条 税务机关、环境保护主管部门应当无偿为纳税人提供与缴纳环境保护税有关的辅导、培训和咨询服务。</p> <p>第二十四条 税务机关依法实施环境保护税的税务检查，环境保护主管部门予以配合。</p> <p>第二十五条 纳税人应当按照税收征收管理的有关规定，妥善保管应税污染物监测和管理的有关资料。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附 则</p> <p>第二十六条 本条例自2018年1月1日起</p>	<p>第十九条 税務機関は、環境保護主管部門が送信した汚染物質排出単位の情報に基づき納税人識別を行わなければならない。</p> <p>環境保護主管部門が送信した汚染物質排出単位の情報に対応する情報がない納税人について、税務機関は、納税人が環境保護税の納税申告を初めて行う際に納税人識別を行い、併せて関連情報を環境保護主管部門に送信する。</p> <p>第二十条 環境保護主管部門は、納税人が申告した課税汚染物質の排出情報あるいは適用した汚染物質排出係数・物質収支方法に誤りがあることを発見した場合、税務機関に処理するよう知らせなければならない。</p> <p>第二十一条 納税人が申告した汚染物質排出データが環境保護主管部門が送信した関連データと一致しない場合、環境保護主管部門が送信したデータに基づき課税汚染物質の税額計算依据を確定する。</p> <p>第二十二条 環境保護税法第二十条第二款でいう納税人の納税申告データの資料の異常は、下記の状況を含むがこれに限るものではない：</p> <p>（一）納税人が当期に申告した課税汚染物質排出量が前年同時期と比較して明らかに少なく、かつ正当な理由がない；</p> <p>（二）納税人の単位の製品の汚染物質排出量が同類型の納税人と比較して明らかに少なく、かつ正当な理由がない。</p> <p>第二十三条 税務機関・環境保護主管部門は、無償で納税人に環境保護税の納付に関するガイダンス・研修および照会サービスを提供しなければならない。</p> <p>第二十四条 税務機関は、法に基づき環境保護税の税務検査を実施し、環境保護主管部門が協力する。</p> <p>第二十五条 納税人は、税收徴収管理の関連規定に基づき、課税汚染物質の測定および管理の関連資料を適切に保管しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第五章 附 則</p> <p>第二十六条 本条例は、2018年1月1日</p>
---	--

施行。2003年1月2日国务院公布的《排污费征收使用管理条例》同时废止。

より施行する。2003年1月2日付で国务院が公布した《汚染物質排出費用徴収使用管理条例》は、同時に廃止する。